

平成24年度 第2回 松江市原子力発電所環境安全対策協議会

1 日時 平成24年10月26日（金）14：00～15：30

2 会場 松江市役所本館西棟5F 防災センター

3 出席委員 別紙名簿のとおり。

4 議 題

「革新的エネルギー・環境戦略」について（公開）

5 議事の要旨

「革新的エネルギー・環境戦略」について（公開）

資源エネルギー庁から説明を受けた。

説明後、質疑応答を行った。

6 会議経過

○増本原子力専門監 ただいまより平成24年度第2回松江市原子力発電所環境安全対策協議会を開催いたします。

本日、司会進行を務めさせていただきます防災安全部原子力専門監の増本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議時間につきましては、15時30分には終了させていただきますので、円滑な進行に御協力をお願いいたします。

本日の会議は、公開により行います。

また、本日の議事録につきましては、後日ホームページで公開させていただきますので、御承知おき願います。

なお、傍聴の皆様には、あらかじめ配付しております留意事項につきまして御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、本協議会会長であります松浦市長からごあいさつを申し上げます。

○松浦会長 それでは、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本日は、皆様方、大変お忙しい中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

御承知のことかと思いますが、国のエネルギー・環境会議というのがございまして、去る9月14日でございますけれども、革新的エネルギー・環境戦略というのを決定をされたところでございます。

翌9月15日に枝野大臣が青森県知事と会談をされました。その際に経産省が設置許可を出した原発は変更することは考えていないと発言をされたところでございます。

それから9月19日には、今後のエネルギー・環境政策については革新的エネルギー・環境戦略を踏まえて、柔軟性を持って不断の検証と見直しを行いながら遂行するという閣議決定がなされたところでございます。

私は、私どもこの立地自治体に対しまして全く事前の説明もなくこうしたものが突然出ていく、そしてまたいろんなところで発言をされるということにつきまして、大変遺憾なことであるというふうに思っておりました。そしてまた、大変政府の対応があいまいであるというふうにも思っておりましたけれども、去る9月27日に資源エネルギー庁が松江市に来られ、説明を受けたところでございます。その中で私の方からは、今後のエネルギー政策の骨格となるエネルギー基本計画というものを早期に改定をしてもらいたいこと、あいまいな形でやるべきではないということ、それから立地自治体に関係する今回のような案件につきましては、事前に私どもと意見交換を行ってもらうとともに、立地自治体の意見というものの最大限尊重していただきたいこと、そのようなことを要望いたしましたところでございます。また、このエネルギー戦略の中身について松江市議会と、それからこの安対協の場においても御説明をいただくようお願いをいたしましたところでございます。

本日は、そうした経緯を踏まえまして、直接資源エネルギー庁からこの革新的エネルギー・環境戦略について皆様に御説明をいただくことになったところでございます。

どうぞ委員の皆様方には、きょうは忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。冒頭のごあいさつとさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○増本原子力専門監　ありがとうございました。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

協議会要綱の規定に基づき、議長は会長である市長をお願いいたします。

○松浦会長　それでは、まず最初に、議事の進め方について事務局の方から説明をお願い

します。

○古藤原子力安全対策課長 原子力安全対策課長の古藤でございます。本日の議事は、会議次第にありますように「革新的エネルギー・環境戦略」について資源エネルギー庁から御説明いただき、その後、質疑応答の時間をとりたいと思います。よろしくお願いいたします。

ここで本日お越しいただいた方を御紹介します。

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部より原子力立地・核燃料サイクル産業課の野田課長でございます。

○資源エネルギー庁（野田氏） 野田でございます。よろしくお願いいたします。

○古藤原子力安全対策課長 同じく岡崎課長補佐でございます。

○資源エネルギー庁（岡崎氏） 岡崎でございます。よろしくお願いいたします。

○古藤原子力安全対策課長 中国経済産業局資源エネルギー環境部より電力・ガス事業課の片山課長でございます。

○中国経済産業局（片山氏） 片山でございます。よろしくお願いいたします。

○古藤原子力安全対策課長 また、中国電力島根原子力本部より長谷川副本部長でございます。

○中国電力（長谷川氏） 長谷川でございます。よろしくお願いいたします。

○古藤原子力安全対策課長 同じく井田広報部長でございます。

○中国電力（井田氏） 井田でございます。よろしくお願いいたします。

○古藤原子力安全対策課長 よろしく申し上げます。以上でございます。

○松浦会長 それでは、早速資源エネルギー庁の方から御説明をお願いしたいと思いますが、質疑につきましてはこの議題の説明が終了した後に行いたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それじゃあ、よろしくお願い申し上げます。

○資源エネルギー庁（野田氏） 資源エネルギー庁原子力立地・核燃料サイクル産業課長の野田でございます。

本日は、こういったエネルギー・環境戦略に関しまして御説明をさせていただく機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろより島根及び松江の皆様方には、エネルギー政策及び原子力政策に関しまして一方ならぬ御協力をいただいていることを、この場をかりて感謝を申し上げたいと思い

ます。ありがとうございます。

昨年の3月11日の大震災及びそれを起因としました東京電力福島第一原子力発電所のような過酷な事故を起こしてしまったことに関しまして、原子力政策を進めてまいりました資源エネルギー庁として大変申しわけなく思っております。

いまだに避難を余儀なくされている方々が多数いらっしゃるという状況も続いてございますし、また市長の方からもございましたが、その後のいろいろなエネルギー政策、原子力政策に関しまして、立地自治体の皆様方に御心配と御迷惑をおかけしたことを改めておわびを申し上げたいと思います。

本日は、こういう機会をいただきましたので、革新的エネルギー・環境戦略につきまして御説明をしたいと思います。

お手元に資料を2つ用意させていただいておりますが、1つ目が9月14日に決定されました戦略そのものでございます。

もう一つ、A4の横長の紙がございますが、これは10月19日、先週でございますけれど、この戦略受けまして今後どのように進めていくのか、ということに関しまして19日にエネルギー・環境会議が開催をされまして、決定をされてございますので、その状況につきましても御説明をさせていただければというふうに考えてございます。

早速でございます。お手元の資料、革新的エネルギー・環境戦略、この資料に従いまして御説明をさせていただきたいと思います。

1ページお開きいただきますと目次があらうかと思えます。この目次でございますように、このエネルギー・環境戦略は……。

○松浦会長 どうぞ座ってください。

○資源エネルギー庁（野田氏） 済みません。じゃあ、座って失礼をさせていただきます。5章立てという形になってございます。最初の1つ目が原子力のパート、それから2つ目がグリーンエネルギー革命のパート、それから3つ目がエネルギー安定供給ということでございますけれど、いわゆる化石燃料に関するパートでございます。この1と2と3がパッケージとなっているところでございます。4がこの1から3の実現のために必要ないわゆる制度改革ということで電力システム改革の断行ということ、それから5つ目に関しましては地球温暖化対策についての大きな方針を記載をさせていただいてるというものでございます。最後に、「着手にあたって」ということございまして、「～政府と国民が一体となった検証と実行～」というタイトルになってございます。ある意味この戦略自身が

すべて完成したわけではなくて、これから検証と見直しによって完成形に近づけていくという意味合いで、最後の「着手にあたって」というものがあるという位置づけでございます。

それで2ページをお開きいただきまして、こちらに今申し上げました5項目についての簡単な説明がございます。

第1の柱ということで、原発に依存しない社会の一日も早い実現というタイトルでございますけれども、グリーンエネルギーの実現を中心に2030年代に原発稼働ゼロを可能とするようあらゆる政策資源を投入するということでございますが、その過程において安全性が確認された原発は、これを重要電源として活用するということを決めさせていただいてるものでございます。

第2の柱がグリーンエネルギー革命の実現というところでございまして、グリーン成長戦略を進めていくということと、後ほど御説明しますけれども、2030年断面での目標というようなことも掲げさせていただいているものでございます。

それから第3の柱がエネルギー安定供給ということでございますが、エネルギーの安定供給は極めて重要な課題でございまして、そういった観点から化石燃料などのエネルギーについても高度な効率化を図っていくということ、さらには次世代エネルギー技術の研究開発を加速するということを書かせていただいているというものでございます。

この以上の三本柱を実現するための制度改革として電力システム改革ということが位置づけられて、またその下のパラグラフでございますけれども、地球温暖化対策を着実に実施するということも記載させていただいてるという、そういった全体の構成になっているということで御理解いただければと思います。

次の4ページをお開きいただければと思います。この1に関しましては、1つ目の柱でございますけれども、最初に原発に依存しない社会の一日も早い実現というタイトルでございまして、この4ページの1つ目のパラグラフにございますが、この戦略を策定する過程でさまざまな国民的議論のプロセスを経てきてございますけれども、この国民的議論に関する検証会合の結論でございます、要約して申し上げれば原発に依存しない社会を過半の国民が少なくとも望んでいる一方で、例えば2030年までにゼロにするかどうかということをお聞きかければ半数以上の国民の方が懸念を示されていると。したがって、スピード感についてはまだまだ大きく意見が分かれているということをお踏まえて、その趣旨のことを書かせていただいているものでございます。こうした中で政府がどういう道筋を示すのが

非常に重要だということで、道筋を示すという形になっているものでございます。

この道筋の示し方は、3章構成でございます。同じページ、4ページの下から半分のところでございますが、まず（1）がいわゆる道筋の原則でございます。それから原発に依存しない社会の実現に向けた3つの原則というものを掲げているものでございます。

（2）にございますのが原発に依存しない社会の実現に向けた5つの政策ということで上げさせていただいてございまして、具体的には次のページ、5ページでございますけれど、1)にございます核燃料サイクル政策がございまして。さらに次のページ、6ページをあけていただきますと、人材や技術の維持、強化の内容でございますとか、それから3番目にございます国際社会との連携、それから4番目が立地地域対策の強化、それから5番目にございます原子力事業体制と原子力損害賠償制度ということで、原発に依存しない社会の実現とした場合に必ず生じる5つの課題につきまして、政府としての基本的な対処方針をここで上げさせていただいているというものでございます。

さらに同じ7ページのところでございますが、3番目の章といたしまして、（3）でございますが、原発に依存しない社会への道筋の検証ということで、ここでは最終的にさまざまな状況を踏まえながら不断に見直しをしていくという方針を掲げてございます。

1つ目の柱は、こういった全体の構成になってございまして、このパートについて順番に簡単に御紹介をさせていただきたいと思っております。

4ページに戻っていただければと思います。（1）の原発に依存しない社会の実現に向けた3つの原則がございまして。三原則とは、40年運転制限を厳格に適用する、それから安全確認を得たもののみ再稼働とする、それから原発の新設・増設は行わないというこの3つでございます。

さらに、その下のパラグラフでございますが、この3つの原則を適用する中で2030年代に原発ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入することといたしてございます。これは政策資源の投入ということに対するコミットメントでございます。その第一歩といたしまして、どういう政策資源かと申し上げますと、グリーン政策大綱を年末までにつくり、グリーンエネルギーの拡大を中心として可能な予算、規制制度改革を盛り込むという形にしております。すなわちグリーンエネルギー拡大ということをベースにしながら、政策資源を投入するということをここで掲げておりまして、その結果として原発稼働ゼロを可能とするよう努力をするという形で書き込んだということでございます。

一方で、（2）でございますけれども、原発に依存しない社会の実現に向けますとさまざま

まな議論が出てまいります。

最初の1)、次のページ、5ページでございますけれど、が核燃料サイクル政策でございます。まずは核燃料サイクルにつきましては、青森県と国との間でさまざまな約束を行ってきてございますし、その約束の中心は例えば核燃料サイクルに関しますさまざまな施設について、青森県が協力してきたということについて重く受けとめるという議論。それから、その受け入れに当たりましては、核燃料サイクルにつきまして中・長期的にぶれずに着実に推進することなどの約束をしてきたということ。こうしたことについて非常に重く受けとめなければならないという点。さらに青森県を最終処分地にしないという約束については厳守をすると、こうした過去の約束の議論がございます。一方で、国際社会との関係では、核不拡散と原子力の平和利用、この責務を果たしていかなければなりません。したがって、このパラグラフの一番最後の文章でございますけれど、こうした国際的責務を果たしつつ、引き続き従来の方針に従い再処理事業に取り組む旨を明記をしてございます。その上で、今後、政府として青森県を初めといたします関係自治体あるいは国際社会とコミュニケーションを図りながら、責任を持って議論をするという形で書かせていただいたものでございます。

一方で、核燃料サイクルに関しましては、当面以下を先行するということで、まず第1に直接処分の研究に着手をすること、それからもんじゅにつきましては、高速増殖炉としての開発成果の取りまとめ、それから廃棄物の減容、有害度の低減を目的としました研究の実施、このために年限を区切った研究計画を策定し、終了することといたしております。

さらに廃棄物の減容あるいは有害度の低減を目的といたしました使用済み核燃料の処理技術あるいは専焼炉の研究開発、これはこれから非常に重要になってきますので、こういったことを推進をするという形にさせていただいております。従来の増殖炉一つだけという議論ではなくて、直接処分あるいは処理技術、あるいは専焼炉の開発など多様化を進めていくということでございます。

一方で、4番目のパラグラフにございますように、バックエンドに関する事業につきましては、民間任せではなくて、国も責任を持つという形の方針を明らかにしてございます。具体的にどのような形で国が責任を持つのか、これ今後の検討課題ではございますけれど、大きな方向性は明示をさせていただいたものでございます。

さらにもう1点重要なことといたしましては、国が関連自治体あるいは消費地域と協議をする場を設置することを決めました。これはなぜかと申し上げますと、使用済み核燃料

の処分のあり方あるいは中間貯蔵のあり方、最終処分場の確保、さまざまな議論がございます。今までこうした議論につきましては、こういった協議を行う場もなかったわけでございますけれど、結論を見出していく作業に直ちに着手をするという文脈で、こうした場の設定も決めているものでございます。核燃料サイクルにつきましては、総じて言えば大きな路線変更ということはここでは決めておりませんけれども、今後、関係者と協議をしながら、その中身を煮詰め、なおかついわゆる核燃料サイクルに絡んで、今まで先送りをしてきた課題につきまして正面から取り組むという方針を明らかにしたというふうに御理解をいただければと思います。

次のページをあけていただければと思います。ここでは原子力の安全確保は至上命題でありまして、そのためには高度な技術と高い安全意識を持った人材がそれを現実に支えていく使命を担うとしてございまして、人材や技術の維持・強化の重要性を挙げているところでございます。原子炉の安全確保も廃炉作業も使用済み核燃料の処理技術も、あるいは原子力の平和利用であっても、やはりこれを支えるための技術あるいは人材が非常に重要だということで、この2)の2番目のパラグラフ、1行でございしますが、人材や技術の維持・強化策につきまして、国の責任として本年末までに策定をするという形で方針を明示をさせていただきました。

それから3)でございしますが、国際社会との連携につきまして、核不拡散条約を我が国については批准をしてございますし、厳格な保障措置制度の下で原子力の平和的利用を進めてきてございますけれど、諸外国との密接な協力関係につきまして引き続き協議をし、連携を進めるということとともに、諸外国で日本の原子力技術を活用したいと希望する場合には、世界最高水準の安全性を有する技術は提供するということも確認をさせていただきました。

それからもう一つ、国内的には立地対策をどうするのかという点も論点になります。ここにつきましては国の新たな要請によって影響を受けることになる自治体に対しては、十分に配慮して措置を講ずることといたしました。そのための方策は、グリーンエネルギーの導入支援も含めました各種施策の優先・重点的な投入でございまして。

それから7ページ、次のページでございしますが、5)ということで原子力事業体制の問題、原子力損害賠償制度の問題がございまして。ここで官民の責任の所在を明確化する方向で原子力事業体制についての検討を進めること。

それから賠償制度につきましては、東京電力のさまざまな賠償の実施状況などを踏まえ

ながら必要な検討を進めるという方針を明らかにさせていただきました。

以上が原子力に絡んだ5つの政策でございますけれど、ではこの検討体制をどうするのかという点につきましては、もう一度4ページにお戻りいただければと思います。4ページの一番下の2行からでございますが、この5つの政策につきましてこうした内容を盛り込んだ新しい原子力政策につきましては、エネルギー・環境会議の場を中心として確立をしていくという方針を上げてございます。後ほど2番目の資料でも御説明をさせていただきますけれど、10月19日にこのエネルギー・環境戦略決定後、初めてのエネルギー・環境会議を開催をしまして、今後の戦略の進め方について決定をしたところでございます。

それから原子力委員会につきましては、どの国でも原子力の平和的利用の確認などの機能は必要となりますので、そういった機能については十分留意をしながら、そのあり方に関する検討の場を設けて、組織の廃止、改編も含めて抜本的に見直すという方針も明らかにさせていただいているところでございます。

以上が原子力に絡む5つの政策でございますけれど、もう一度7ページに、あちこちに飛んで恐縮でございますが、7ページに戻っていただければと思います。7ページ目に（3）ということで3本目の柱、原発に依存しない社会への道筋の検証というものでございます。冒頭ございましたように、この道筋につきましては必ずしも一本道ではないというふうに認識をしておりますし、非常にさまざまな課題を乗り越えなければいけない長い道のりであるということも認識をしてございます。また、我が国のエネルギーミックスもしくはエネルギー構成のあり方が、あるときは国際的なエネルギー情勢、あるときは技術開発の動向によって大きく左右されてきておりましたし、この事実もきちんと認識をしてございます。現時点でこうした情勢を将来にわたって正確に見通すということは極めて困難であると思っております、こうした現実を踏まえましてエネルギー戦略を構築するに当たりましては、謙虚な姿勢で、いかなる変化が生じても柔軟に対応ができるようにするという方針を書かせていただきました。

したがって、第2パラグラフでございますけれど、政府はこの原発に依存しない社会の道筋に関しましても、これを現実的なものとしていくために検証を行い、不断に見直しをしていくという方針を書いてございます。

この検証のポイントに関しましては、ここにございますように1点目がグリーンエネルギーの拡大の状況、2点目が国民生活・経済活動に与える影響、3番目が国際的なエネルギー情勢、4番目が原子力に対する国民の信頼の度合い、5番目が使用済み核燃料の処理

に関する関係自治体の理解と協力の状況、6点目が国際社会との関係ということでございます。以上、こうした6点の検証ポイントを中心としまして、政府は情報開示をしながら不断に見直すということを書かせていただいた次第でございます。

以上がこの戦略を構成する5つの柱の1番目の原子力のパートでございます。

次のページあけていただければと思います。2番目の柱、グリーンエネルギー革命でございます。これはグリーンエネルギー革命を推し進めるということで、この8ページ目の一番最初のパラグラフの最後の方に書かせていただいておりますけれど、このグリーンエネルギー革命を推し進めるという形で断言的に書いてございます。

したがって、同じ8ページ目の(1)節電・省エネルギーというタイトルがございますし、それからこの資料の10ページを見ていただきますと、10ページの一番下のところでございますが、(2)ということで再生可能エネルギーとございますけれど、それぞれ具体的な目標を掲示をさせていただきました。

具体的には、まず省エネ・節電の目標でございますけれど、9ページをお開きいただければと思います。9ページ目の上の方に青い枠があるかと思いますが、節電・省エネの目標の数値が書いてございます。2030年の2010年比で総発電電力量のいわゆる節電につきましては、マイナス10%、1万1,000キロワットアワーの節電、それから最終エネルギー消費につきましてはマイナス19%、石油換算で7,200万キロリットルの節約ということになってございますが、本文の中におきましては10%以上、19%以上、これを目標とするということで書かせていただきました。

それから再生可能エネルギーでございますけれど、こちらは11ページをお開きいただければと思います。11ページの上の方に今度グリーンの表があるかと思いますが、ここでございますように再生可能エネルギーの導入目標といたしまして、2030年時点で3,000億キロワットアワーのグリーン電源の開発を目指すということで、目標値を書かせていただきました。

こうした具体的な目標につきましては、12ページ、次のページでございますけれど、一番最後のパラグラフのところでございますが、これからグリーン政策大綱を本年末までに策定をいたしますが、その中で工程として明示をしていきまして、これを国民の皆様方に対して目標や、それから当然節電もしくは再生可能エネルギーの導入ということになればその分の新たな負担が生じますので、負担も共有する手だてを講ずるという形にさせていただきました。

それから3番目の柱でございます、13ページでございますが、エネルギー安定供給の確保のためにのところでございます。ここの第2パラグラフを見ていただければと思いますが、少なくとも当面は化石燃料の重要性が高まる一方で、グリーンエネルギーの拡大等を目指し、これが実現をすれば化石燃料の消費量は現状よりも減少していくと、こうした大きな道筋を示しているところでございます。

具体的には、このページの(1)火力発電の高度利用というところでございますが、ここでLNG火力もしくは石炭火力でございますが、さらなる高効率化に向けた技術開発でございますとか、高い環境性能を持った石炭火力の海外での展開といったようなことも書かせていただきました。

それから次のページお開きいただければと思います。14ページの上の方でございますが、適切な電源構成、それから必要となってくる環境影響評価のあり方についても提案をまとめてございます。

コジェネにつきましては、同じページの(2)の真ん中あたりでございますけれど、コージェネレーションにつきましては、2030年の断面で1,500億キロワットアワーの開発、現状から見ても約5倍の規模の開発でございますけれど、これを目指していくということを明示的に書かせていただきました。

それから(3)のところでございますが、次世代エネルギー研究開発につきましてもメタンハイドレートあるいは水素ネットワーク、二酸化炭素の回収、さまざまな次世代エネルギー関連技術についての取り組みを書かせていただくと同時に、当面重要な、次のページ、15ページでございますけれど、(4)というところで安定的かつ安価な化石燃料の調達の問題につきましては資源確保戦略などを講じながら推進をしていくという方針を、これは確認的に書かせていただいたものでございます。

それから次のページ、16ページでございます。電力システム改革の断行というタイトルでございますけれど、これは非常に重要な制度改革として位置づけをさせていただきました。

したがいまして、一番下のパラグラフを見ていただければと思いますが、年末までに電力システム改革戦略を策定をして国民に提示をすることとしております。

それから最後の柱、地球温暖化対策でございますが、17ページをごらんいただければと思います。このページの中で幾つかぼつをつけたパラグラフがございますが、最初のぼつのパラグラフでございますけれど、国内における2030年時点での温室効果ガスの排

出量、これにつきましておおむね2割削減程度を目指すということを書かせていただきました。

その下のパラグラフでございますが、2020年段階で見れば、これはいろんなシナリオがございまして、幅で検討せざるを得ませんでしたでしたが、一定の前提を置いて計算すると5%から9%という形になってございます。2020年、25%の削減の国際目標、こういった目標も掲げているわけでございますけれど、これは極めて厳しくなったというふうに考えているところではございますが、温暖化問題につきましては極めて重要な課題でございますので、18ページを見ていただきますと、最後の2行に書いてございますが、本年末までに2013年以降の温暖化対策の計画を策定をして、国民及び国際社会に対して示していくという方針を決めさせていただいたということでございます。

それから最後のページ、19ページを見ていただければと思います。ここは「着手にあたって」というところでございますが、上から2つ目のパラグラフにございますように、今後の、これ先ほどの繰り返しにはなるんですが、グリーンエネルギー拡大の状況や国民生活・経済活動に与える影響、国際的なエネルギー環境情勢、原子力や原子力行政に対する国民の信頼の度合い、使用済み核燃料の処理に関する自治体の理解と協力の状況、国際社会との関係などの点につきまして検証を行い、不断に見直しをしていくというふうにしてございますし、それからその見直しの際に当たっては十分に透明性を確保したプロセスをもって国民や国際社会に対して情報提供しながら戦略の検証、こうしたものを内閣官房が中心となって行っていくということを決めさせていただいたというものでございます。

以上が9月14日に決定をされました革新的エネルギー・環境戦略の概要の説明でございます。

続きまして、お手元の資料、横長の資料があるかと思います。先週、10月19日にエネルギー・環境会議が開催されまして、この戦略の今後の進め方について議論し、決定をさせていただきますので、御説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。

1ページおめくりいただければと思います。基本方針ということで、当面年末にかけてましてエネルギー・環境戦略の実施に直ちに着手するということでございます。

それからこの進め方に関しましては、中・長期的な視点を持ちながら、いろんな省庁に内容がまたがっているということから、政策責任府省がどこで、いつまでに、どのような具体的政策をどのような目標を持って遂行するのかということをはっきりとすることを決めてございます。

先ほどの戦略にもございましたけれど、本年末までに計画を策定するとか大綱をつくるというような期限を設けた内容がございます。こういった期限を設けて取りまとめることとしてます各種大綱や計画につきましては、当該期限を目指して策定作業を鋭意進めるということでございます。

それから足元の需給の問題に関しましては、需給の検討委員会もございますけれど、厳正に評価しまして、節電等の要否を含めて判断をするという基本方針を決めたものでございます。

次のページを、2ページでございます、見ていただければと思います。この戦略の実施に関しまして、マトリックス的にまとめたものでございます。一番上でございますのが原子力政策ということでございまして、ここは戦略にもございましたようにエネルギー・環境会議の場を中心として進めていくということでございます。

盛り込むべき内容に関しましては、先ほど原子力のパート、第1の柱で御説明した5つの柱がございます。核燃料サイクル政策、それから人材や技術の維持・強化、国際社会との連携、立地地域対策の強化、原子力事業体制と原子力損害賠償制度という5つの柱ごとに検討していくということでございます。

期限の方でございますけれど、核燃料サイクル政策全般に関しましては直接処分の研究もしくはもんじゅの研究計画とか、バックエンドの検討というものが含まれて非常に時間がかかろうかと思っております。特にこの(1)核燃料サイクル政策の⑤使用済み核燃料の直接処分や中間貯蔵、最終処分場関係ということで、この作業には直ちに着手をするということで決定をしております。

それから(2)の人材や技術の維持・強化ということで、この計画を維持・強化策を本年末までに策定をするということも、ここで決めたものでございます。

それからグリーン政策大綱、それから電力システム改革戦略、それから地球温暖化対策の計画というのがその下に続いてございますけれど、これ戦略の中におきましても本年末までに大綱もしくは計画を策定することが記載されてございますので、それを確認的に年末をめどに進めていくということを決めているものでございます。

戦略の検証・見直しに関しましては、体制を内閣官房に整備するということはやっていくとして、これは不断に検証・見直しをするということでございますので、特に期限は設けていないということでございます。こういった取り組みに関しまして年末をめどにエネルギー・環境会議を開催をしまして、きちんと工程管理をしていくというそういった計画

になっているというものでございます。

次のページ、3ページを見ていただければと思いますが、検討項目ごとの進め方ということで書かせていただいております。原子力政策の中の核燃料サイクルに関しましては、特に研究開発系は文科省と経済産業省が、その右側でございますようにもんじゅについての研究開発方針を、これは文科省が中心として進めてございますので、そういったものが年末までに中間報告が出てくると。それからバックエンドに関しましては、経済産業省が取り組むということで、最終処分場の扱いといいますか、選定の方向性につきましては経済産業省の方で対応をさせていただく予定にしております。

それから人材、技術の維持強化に関しましては、文科省と経済産業省で協力しながら進めていくということで、これは年末までにその対策を提示をするという予定にしております。

国際社会との連携、それから立地地域対策の強化に関しましては、順次進めてまいっているものでございまして、国際社会に関しましては外務省の協力も得ながらやりたいと思っています。

それから立地地域対策の強化は、経済産業省の方で立地自治体との対話を行いながら検討を深めてまいりたいと考えているものでございます。

原子力事業体制及び原子力損害賠償制度に関しましては、これは経済産業省と文科省が責任官庁になりますが、新たな安全規制の運用状況でございますとか再稼働の状況、それから電力システム改革などの動き、それから損害賠償制度に関しましては東京電力の損害賠償の状況などを踏まえながら進捗に合わせて検討進めているということでございます。

原子力委員会の見直しに関しましては、有識者会合を開催しまして、今までの政策の歴史でございますとか国際比較、それから現在の原子力委員会の役割などを確認した上で見直し案を検討するということにしております、原子力委員会の見直しに関する報告を年末までに行う予定でございます。

グリーン政策大綱は、国家戦略室が関係省庁と協力をして有識者の意見なども踏まえながら取りまとめるということで、これは先ほどございましたように年末までにまとめる予定でございます。

電力システム改革に関しましては、本年の7月に総合資源エネルギー調査会の電力システム改革専門委員会において基本方針をまとめてございますので、これを踏まえた改革戦略を、これも年末までにまとめるということでございます。

地球温暖化対策に関しましては、内閣官房、環境省、経済産業省が連携をして、これも年末までに2013年度以降の地球温暖化対策の計画というのをまとめる予定にしているということで、各項目ごとに責任担当と時期を明確化したということでございます。

これから先ちょっと個別で細かくなつてまいりますけれど、次のページ、4ページでございますが、原子力政策のアクションプランということで、先ほど御説明したような研究計画、体制の検討、これは核燃料サイクル政策で直接処分やバックエンドなども含めたものでございますけれど、進めてまいりたいと思っておりますし、それからバックエンドや、それから直接処分、中間貯蔵、最終処分場の関係に関する自治体との協議ということも戦略で記載されてございますので、これは自治体との協議に向けた調整を早急に開始をしたいというふうに考えてるところでございます。

人材、それから国際社会、立地地域対策の強化、事業体制、損害賠償に関しましては、先ほど御説明したとおりでございますし、いずれにせよ（４）の立地対策の強化までは何らかの形で12月までには検討状況の報告をしていくということが決まっております。

1月以降は、定期的にエネ環会議におきまして工程管理を行っていくという予定でございます。

それから5ページにございますのが、これは原子力委員会の見直しのスケジュールということで、有識者会合を開いて検討行う予定にしてございまして、12月のエネ環会議までに見直し案の議論をして取りまとめを行うということ、それを踏まえて新体制の構築に向けた取り組みを1月以降やっていくというそういったスケジュールでございます。

6ページにございますのがグリーン政策大綱でございまして、これも同様に12月までに決定をするということで記載をさせていただいたものでございまして、革新的エネルギー・環境戦略は、9月に策定をされましたので、今月までに各閣僚、それから関係省庁の方でいろいろ議論をしてきてございますけれど、今後の進め方ということで一旦エネルギー・環境会議の方で今後どうやって進めていくのかということを決めさせていただいたというのがこのA4横長の資料でございます。ちょっと長くなりましたが、私からの御説明は以上でございます。ありがとうございました。

○松浦会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御質問、御意見等ございましたら挙手をお願いしたいと思います。

じゃあ、芦原さん、どうぞ。

○芦原委員 まず、原発に依存しない社会の実現に向けた3つの原則ということで3つ掲げられているわけですが、それでその前提で2030年代に原発ゼロを可能とするというふうな書き方がしてありますが、これはぜひ原発をゼロにするというふうに明言をしていただきたいと思います。これは意見として言っておきたいと思います。

それで、その一方で、大間や島根の3号機に関しては設置許可が出ているので新規の扱いとしないと、これは動かすというふうにおっしゃっています。そう考えると、この2030年代に原発をゼロにするということと大変矛盾してくるわけですね。40年間動かされるということになると、今から40年間島根の3号機を動かすというふうな意味になるわけですが、これはぜひ説明をしていただきたいと思います。せっかくこうやって原発をゼロにするとおっしゃったのですから、新たに動いてもいない原発を今から動かすというような愚かな施策はとっていただきたくないというふうに思いますので。

それで安全性が確認された原発は重要電源として活用するんだというふうに書いてありますが、新しい安全規制、3月中には暫定的なものをつくって、それをもとにして動かす判断をするということになるというふうに聞いております。そういういいかげんな安全確認をするのではなくて、福島事故をぜひ検証して、やはり地震で損傷を招いたという指摘が専門家からもなされてるわけですから、ここはすべての原発に対して耐震安全性評価をやり直しをぜひ明示していただきたいと思います。この見解を伺いたいと思います。

もう一つ、原発をなぜゼロにできないのかというところの一つの大きなネックとして使用済み燃料の処分、扱いというのがあると思うわけですが、原発をゼロにすれば当然その再処理をしないということになるわけですね。そうすると青森県としては、当然持ってきた使用済み燃料は返せと、ここを最終処分地にするなどおっしゃってるわけですね。これ約束していらっしゃるわけですから、約束は守らなければならない。であるならば直ちに青森に持っていったこれまでの使用済み核燃料、これは各原発のサイトに返還すべきだろうと私は考えます。その見解を伺いたいと思います。

それから核不拡散という問題が国際社会との関係では当然出てきます。これに関して、日本は既に国内外に約45トンのプルトニウムを再処理によってつくって所有してるのが現状です。このプルトニウムを使い道のないまま持っていれば、当然国際社会からそういう懸念が表明されていたし方ない状況になります。これを国際社会に向けて国際的な共同管理をすべきだということをぜひ日本が主役を持って提起をして実現をしていていただきたいというふうに思います。これも見解をお伺いしたいというふうに思います。

もう1点、世界最高水準の安全性を有する技術を国際社会に提供するんだというふうに書いてあります。福島原発、大変重大な事故を起こしました。国際社会に対しても多大な影響を与えております。これのどこが世界最高水準の安全性を有する技術と言えますか。こういうことを書くべきではないでしょう。恥ずかしくありませんか。これぜひ撤回してください。以上、見解伺いますので、よろしくお願いします。

○松浦会長 どうぞ。

○資源エネルギー庁（野田氏） お答えをさせていただきたいと思います。

まず最初、大間及び島根3号機という、いわゆる建設中の原発の扱いについての御質問だったかと思います。御指摘の原子力発電所に関しましては、原子炉の設置許可及び工事計画認可を既に経済産業大臣として行ってございまして、戦略の決定でこれらの許認可を取り消すということは考えていないというものでございます。したがって、戦略にございます新設、増設を行わないというこういった原則の外側に位置をするものだというふうに考えてございまして、今後は当然ながら原子力規制委員会が独立の立場から安全性を確認をしていくということになるかと思っております。

2030年代ゼロという、そういうこの戦略に書いてあることと矛盾をするんじゃないかなという御指摘でございますけれど、この戦略をよくお読みいただければと思うんですが、2030年代に原発稼働ゼロを可能とするというふうにございますのがいわゆるグリーンエネルギーの拡大などの政策資源投入についての目標でございまして、2030年代の原発稼働ゼロを決定をしたものではないということでございます。したがって、この戦略との関係でおきますと大間もしくは島根3号機というものに関しましては、その原則の外側にあるというふうに考えているというものでございます。

それから安全性が確認された原発を重要電源として活用していくということに関して、きちんと審査をやり直すべきじゃないかなという御指摘かと思います。これは申しわけございませんが、原子力規制委員会というものが9月に新たに立ち上がりまして、極めて独立性の高い組織として既にごございますので、そちらの方で今後、評価や安全性の確認が行われているということだと思いますけれど、いずれにしても東京電力福島第一原子力発電所の今回の事故を受けまして新たな知見に基づいた新しい安全基準が策定をされまして、当然ながらその安全基準に基づいた審査を行った上で、安全が確認されて初めて再稼働ができるというものでございますので、今回の事故の知見も踏まえた再評価というものがなされていくんじゃないかなというふうに考えているものでございます。

それからゼロとできない理由として使用済み燃料の問題がある。直ちに各原子力発電所に返還すべきじゃないかという御質問でございますが、先ほどのように安全性の確認された原子力発電所は重要電源として今後も活用していくということがこの戦略のベースにございますので、安全性が確認されているということは前提でございますけれど、そういった原子力発電所に関しては稼働していくんだろうと。そういったことであれば、もう一つ、この戦略にございますように、いわゆる核燃料サイクル政策に関しましては何ら変更したものではなく、引き続き取り組んでいくということでございますので、そういった意味では安全性の確認された原子力発電所を回しつつ核燃料サイクルを回すということで、直ちに各原子力発電所に青森から使用済み燃料が返還されるという状況にはならないんじゃないかというふうに考えているものでございます。

それから核不拡散の観点で、約25トンのプルトニウムを日本として持っているということでございますけれど、先ほどのように核燃料サイクルに関しましては何らの変更したものではないということございまして、プルサーマルに関しましても引き続き進めていくというふうに考えているものでございます。したがって、今既に有している25トンのプルトニウムもそうでございますし、今後、核燃料サイクルを回すことによりまして発生するプルトニウムに関しましても、プルサーマルとして活用していきたいというふうに考えているところでございます。

それから世界最高水準の原子炉と言えるのかという御質問でございますが、昨年の原子力発電所事故の経験と教訓を我々としては世界と共有するということが極めて重要だと思ってございまして、そういったことを通じまして世界の原子力の安全性の向上には貢献していくことが我が国の責務だと思ってございます。そのため諸外国で我が国の原子力技術を活用したいと希望する場合には、相手国の事情や意向を踏まえることは当然でございますけれど、我が国の有する技術を提供させていただくということで考えているものでございます。以上でございます。

○松浦会長　ほかにございますか。

どうぞ。

○阪本委員　まず一つ、野田さんにお聞きしたいんですけど、この革新的エネルギー・環境戦略そのものの自体は閣議決定されてませんですね。

○松浦会長　それだけですか。

○阪本委員　いやいや、それを聞いた上でちょっと質問がいろいろあるんですけど。この

文書それ自体は閣議決定されてませんですね。

○資源エネルギー庁（野田氏） まず、この革新的エネルギー・環境戦略でございますけれど、これは国家戦略担当大臣を議長としまして……。

○阪本委員 いや、それでいいんです。簡単に教えてください。時間もないんで、これが閣議決定された、このもの総体がされてますかということです。

○資源エネルギー庁（野田氏） それをお答えをしたいと思いますので、お聞きいただければと思います。9月19日の閣議におきましては、このエネルギー・環境会議で決定された革新的エネルギー・環境戦略を踏まえて関係自治体や国際社会等と責任ある議論を行い、国民の理解を得つつ柔軟性を持って不断の検証と見直しを行いながらエネルギー・環境政策を遂行する旨を決定したものでございまして、いわばどのような形で遂行していくかということを決めたのが御指摘の閣議決定でございます。

なお、閣議決定の形式といたしましてはさまざまなものがございまして、例えば平成17年に原子力政策大綱を決定したときにも類似した方法をとってございまして、今回の閣議決定の形式は特別なものではないというふうに考えてございます。

○阪本委員 じゃあ、質問させていただきます。今の説明、端的に言いますと結局参考扱いなんですよ、実質的には。結局市長が冒頭申されましたけれども、新戦略を踏まえて不断の見直しを行うという、このところだけ閣議決定してる文書なんですよ。僕は大変これ問題あると思います。ですから私みたいな脱原発を願ってる人たちと、また違う経済界の方はあいまいだというふうになって、曖昧模糊とした方針がこれなんですね。政権がかわると、これ自体が変わる可能性がある大変あいまいな文書だということをまず指摘したいと思います。

それで先ほど芦原さんも言われましたけれども、原発ゼロと言いながら使用済み核燃料の再処理作業は続けると、それから島根や大間のような新增設はしないと言いながら建設中の原発は続行を容認するという形になっておりまして、それからもんじゅもそうですね、当初やめると言った分を二転三転してるという状況なんですけれども、なぜこういう形で曖昧模糊とした文書を先ほど言いましたように参考文書扱いにしてしまったのかということをもう少し明確にしていきたいというふうに思います。

それでこの文書は、私は到底原発ゼロを目指すようなものだというふうには理解できないんですけれども、もう一度現実的な原発ゼロに向けてこの戦略会議の文章自体を練り直すようなつもりはあるのかないのか、それだけお聞きしたいと思います。以上です。

○資源エネルギー庁（野田氏） まず、最初の参考という位置づけで閣議決定してないんじゃないかという御質問に関してでございますけれど、先ほどもちょっと御回答はさせていただいてございますが、閣議決定の形式についてはさまざまな形がございまして、平成17年の原子力政策大綱もそうでございますし、規制改革推進計画に関しましてもそうでございますけれど、こういった形で本体といいますか、文書に1枚紙の紙をつけた形での閣議決定の形式というのは通常行われるものでもございまして、特別なものではないというふうに考えているものでございます。

それから、この戦略の見直しを行う予定はないかという御質問でございますが、こちらでも戦略の中に入る記載がございすように、不断の見直しを行うということが記載をされているものでございます。先ほども御説明させていただきましたけれど、特に19ページでございますけれど、「着手にあたって」ということで政府と国民が一体となった検証と実行ということでございます。エネルギーの政策に関しましては、技術開発の動向でございますとか、それから国際的なエネルギー情勢、それからグリーンエネルギーの拡大の状況などいろんな要素が複雑に絡み合っております。それを見通していくということはなかなか困難かと思っております。したがって、それを余りに今の段階で決めてしまうということもかえって無責任ではないかというようなことは、総理の方からもこのエネルギー・環境戦略を決定する会議の場で御発言があったところでございまして、したがって、そういったことを踏まえつつ謙虚に対応しなきゃいけないと。したがって、不断に検証を行い、不断に見直しをしていくというようなことをこの戦略の位置づけというふうに行っているものでございますので、不断の見直しもしくは検証が行われるというふうに御理解いただければと思います。

○松浦会長 ほかにございますか。

どうぞ。こちらどうぞ。

○山崎委員 私、事前にこの環境戦略をいただきまして、読みましたら大変すばらしいと思ったんですけれども、きょうの話を聞いているとますますちょっと心配になってまいりました。それで原発に依存しない社会の実現に向けた3つの原則ということで3つ明記しておりますよね。2番目の原子力規制委員会の安全確認を得たもののみ再稼働とするとあります。今、例えばこの夏ですけれども、電気が大変足りなくなるという声がいろいろありましたけれども、結果的には足りていたと。そして中国電力管内においては、関西電力に売るほどあったと。ことしの冬についても余裕があるということが出ています。関西電

力も余裕があるという結果が出ています。こういう現状であるのであれば、その上この戦略によって節電・省エネルギーを進め、グリーンエネルギー革命を実現していくとあるわけですから、これを同時に進めていかれるわけですね。そうしますと、たとえ安全確認が原子力規制委員会から出たとしても需要と供給を検討した結果、再稼働しなくて済むという、再稼働しないというそういう決定ももちろんできるのではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。以上です。

○松浦会長 どうぞ。

○資源エネルギー庁（野田氏） まず、今夏の、この間の夏のエネルギー需給バランスの関係でございますけれど、特に関西の方で非常に厳しいということで対応をとったわけでございますが、結果的には確かに節電といったようなことが思ったよりも進んだということもございまして、供給は足りていたという結果になっているものでございます。

ただ、いろんな要因によりまして火力発電施設でございまして、そういった電源が供給を途絶するというリスクもあったわけございまして、そういったことを考えますとやはり大飯の3、4号が動いてることによってリスクが低減したという効果はあったというふうに我々は考えてるところでございます。

それからエネルギーを供給するに当たりまして、いろんな要素を考えていく必要があるかと思えます。今回、各電力会社の方で供給を確実にを行うためにさまざま努力をしていたいただいておりますけれど、いわゆる石炭火力とか老朽火力を動かして何とか供給を継続してるという状況もまたございますし、新聞でも出てございますのでよく御存じかと思いますが、それによって燃料の輸入もしくは購入費用が非常にかさんでるという状況もございます。そういったさまざまな要素を検討した上でこの戦略の中におきましては、先ほど御説明した2ページにもございますようにグリーンエネルギーの導入によりまして、そのためのあらゆる政策資源を投入をする過程において安全性が確認された原発は、これを重要電源として活用するということを決めたものでございますので、原子力規制委員会の安全性の確認が大前提でございますけれど、確認が得られたものに関しましてはこれを再稼働するということをこの戦略でも決めさせていただいたというものでございます。

○松浦会長 ほかにございますか。

どうぞ。

○石橋委員 私も最初一読したときには大変すばらしい文書だなと思ったんですが、今の説明を聞いて本当落胆いたしました。やはりこれは官僚の書いた文書なんだなと。要する

に原発をゼロにするために原発を運転し続けますということが書いてあるんですね。要するに核燃料サイクルを維持するということは原発を動かし続けるということになってしまいますよね。30年代にということは最高見て今から27年後、27年間は大手を振って全部の原発運転していいですと、こういうことにお墨つきを与えるという中身なんだなというふうに今説明を聞いて思いました。

そしてなかなか原発から脱却できないという理由について、エネルギーの安定供給だとの、コストが高つくだと、いろいろ言われます。しかし、それは原発を続けるための言いわけなんだと。それは大飯原発があれだけ大騒ぎをしておどしをかけて、まさにオオカミ少年だったわけですね、政府の言うことは。そのオオカミ少年の手法をやはりここでもやっておられるのだと。というのは現在大飯の原発は動いておりますが、あれがとまってても何の支障もないということが明らかになっておりますね。原発動かさなくても電力の需給は賄えてると。にもかかわらず原発を27年間も運転し続けなければならないという理由がどこにあるのか。すぐにやめる、こういう決断をしてこそ他の代替エネルギーの開発とかさまざまな施策が早急にスピード感持ってできるんであって、27年間先でいいですよ。しかもそれを見直ししますから、まだ60年先になるかわかりませんよという態度をとってたら、再生可能エネルギーの開発なんて進むはずないでしょ。

そしてもう一つ、これは中国電力さんも来ておられますから、国の方針として聞きたいんですが、中国電力は上関の原発どうでもやると、国の方針がどうであろうとやるんだと言ってはばからない態度をとっております。これまでは国策だから原発をやると言ってこられました。国が新增設認めないと言っても、それは国の言うことだから自分たちやりますと、こんな身勝手が許されるのか、絶対に上関の原発は許可しない、はっきり言えますか。以上です。

○松浦会長 何かお答えありますか。

どうぞ。

○資源エネルギー庁（野田氏） 上関原発の話に関してでございますけれど、エネルギー・環境戦略におきましては新設、増設行わないというふうに記載をさせていただいてるところでございます。上関の原発に関しまして、これは新設、増設の対象の範囲かどうかということでございますけれど、それに関していえばうちの枝野大臣も申し上げてるとおり、原則の適用対象になるというふうには考えてございます。ただし、この個別のプラントに関しまして実際にどうやっていくのかということは、個別具体的に十分、事業者さん

も当然でございますけれど、地元とも御相談をしながら調整を進めていかなければならぬものというふうに考えてございまして、時間をかけて調整していくことが必要かというふうに考えているものでございます。

○松浦会長 ほかにございますでしょうか。

どうぞ。後ろの方。

○石橋委員 いや、ちょっと一言だけ。

○松浦会長 ちょっと待ってください。

○石橋委員 端的に言います。10秒でいいです。今の答えで原発をやめさせる気がないんだと、やめる気ないんだということがよくわかりました。それだけです。

○松浦会長 じゃあ、どうぞ。

○高山委員 前回も申し上げたように、私は島根原発から8キロのところに住んでおりますので、例えば電気代が上がるからとかCO₂がふえるからとか、そういう理由のために私たちの暮らしを脅かすということは許されないことだと思います。だれかが経済的な問題で、一部の原発の近くに住んでいる人たちにもし万一事故が起きたら取り返しのないことが起きるとわかった上になおかつ原発を動かすというのは、それはとても恥ずかしいことだと思います。倫理的にも恥ずかしいことだと思います。また、足りないから新しくつくるという発想は、これから先、例えば美しい日本の、もしくは島根の自然を子供たちに残すためには、この大量生産、大量消費、大量廃棄というずっと続けられてきたやり方を変えていかなければいけないと思います。何かエネルギーを使うとしたら環境を汚染せずに生み出せるエネルギーだけを使う。その中で暮らしを間に合わせる。ないならないで済ませるといような暮らしの生き方に変えていくことが必要だと思います。夏、例えばエアコンが足りないと言いますが、お日様が当たったら温度が急上昇するようなマンションとかアパートとか、そういうところに住んでエアコンをばんばんつけて夏を乗り切るという今の暮らし自体がとてもおかしいと思います。うちは土の庭があつて、庭に木を植えてあつて、風通しをよくしておりますので、1階にいればこの夏一度もエアコンを使わずに過ごせました。そういう暮らし方に少しずつ皆さん変えていくということから取り組んでいかなければいけないと思います。

また、公園につきましても子供たちが今暑いから外に出なくてエアコンの中でずっと遊んでることは、子供たちの健康についても汗腺が発達せずに育ってしまって、ちょっとした暑い日が続くとばたばた倒れるというような、そういう不健康な体に子供たちを育てて

しまってる大人に責任があると思います。例えば松江市だったら夏だったらもう木陰が楽しめるような公園とか、子供たちは水遊びして、その前でお母さんたちが木陰でそれを見ていることができるような、そういう公園を整備してくださってるという方向にやっていただきたいと思います。

また、暮らし方としては、こんなに暑い日本で暑いときに働いているということはおかしいので、必要のないところは暑い時間は働かない、そういうふうな世の中の仕組みにして、少しでもエネルギーを使わないという社会に変えていっていただくということを本当は国としても取り組んでいただきたいと思います。

農業に関してですけれども、例えば暖房を使うような温室の栽培をやめ……。

○松浦会長 ちょっと端的にしゃべってください。あといらっしゃいますから。

○高山委員 わかりました。それでは、そういうふうに暮らしを変えていく、大量生産、大量消費、大量廃棄をやめることによって、エネルギー消費を抑えていく社会に変えるという取り組みはされないのでしょうか。

○松浦会長 どうぞ。何かありますか。

○資源エネルギー庁（野田氏） 戦略の中でも節電・省エネルギーのところは記載をさせていただいてるところでございます。お手元の資料の8ページでございますけれど、グリーンエネルギー革命の実現という形で書かせていただいておりますが、（1）にございます節電・省エネルギーというのがございます。具体的にはその次の9ページの上の方を見ていただければと思うんですけど、2030年断面で総発電電力量のいわゆる節電部分が1、100億キロワット、10%ということでございます。日本全国での発電電力量が1.1兆キロワットでございますので、これと比較すると10%節減ということで、これはかなり意欲的な節電目標にはなるんじゃないかと思います。そういった内容につきまして、当然ながら国民の皆様方にも負担が及びます。

それから10ページにございます再生可能エネルギー、11ページに表がございまして、こちらを導入することによってやはり国民の皆様方に対する負担もふえるというのがございます。こういったかなり意欲的で非常に高い目標をこの戦略でも設けてございまして、当然それを導入するに当たっては、その目標は当然ながら、それを達成するに当たって生ずる負担というふうなこともあわせて御提示をさせていただいて議論いただき、国民的な合意を得ていくというそういったプロセスは必要だと思ってございまして、そういった取り組みは進めていくということを12ページにも記載をさせていただいてるという

ところでございます。

○松浦会長 ちょっと私の方からも一つ質問させてもらいたいんですが、この4ページの1番目の(1)の中の2)というところで、要するに原子力規制委員会の安全確認を得たもののみ再稼働とすると、こう書いてあるわけですが、先般のいろいろ新聞等で見ますと、再稼働の判断というのをだれがやるかということについて国の中でいろいろと見解が分かれています。責任のなすり合いみたいな感じになってるわけですが、私たちとしてはどこがやろうがとにかく国として責任を持って再稼働とするというふうに書いてあるわけですので、そこはきちんと責任持って判断をしてもらいたいというふうに思っておりますが、それはどうなんでしょうか。

○資源エネルギー庁(野田氏) この戦略の中におきまして、いわゆる安全性が確認された原発はこれを重要電源として活用するというそのものをもう既に決定をしてるというふうに考えてございまして、新たな必要性の判断ということを行う必要はないのかなというふうに考えているところでございます。これまでは安全規制権限を持ちます原子力安全・保安院、これを所管する経済産業大臣として安全性の観点からの行政指導というようなこともできましたが、安全規制権限が移管されたということもございまして、現行制度上、再稼働に当たって原子力規制委員会以外には法的権限がないというのが今の状況ではございます。

ただ、御指摘のように、原子力発電の再稼働に当たっての必要性ということに関しましては、個別の再稼働の話はともかくとしまして、もう既にこういった形で安全性が確認された原発はこれを重要電源として活用するということを決定してございますので、この内容につきましては事業者や関係自治体に対して、こういったような場も通じまして御説明をさせていただくということは引き続き対応させていただきたいというふうには考えてございます。

○松浦会長 何言ってるかよくわかりませんが、非常にみつともないわけですよ。世界で見ても要するに同じ国の中で、どちらにしたって国なわけですので、そこはきちっと腹固めて、どこがやるということは、これはやはり国民の前にきちっと示してもらいたいというふうに思います。そこは強く要請をしておきたいと思います。

ほかにございますか。

○山崎委員 確認させてください。島根原発3号機は、新設には入らないと言われましたですね。そうすると3つの原則のうちの2番目の再稼働になるんですか、3号機は。ち

よっとそこ教えてください。

○資源エネルギー庁（野田氏） 島根3号に関しましては、繰り返して恐縮でございますけれど、新增設の原則の外にあるというふうに考えてございます。1)から3)までの3つの原則は、特に部分集合とかそうじゃない集合とかというふうな整理ではございませんで、島根に関しましてはこの原則の外ではございますけれど、新たに設置する原子力発電所ではございますので、再稼働に当たらないで、単純な稼働ということになるかと思います。

○山崎委員 済みません。だったらそれはどういう条件になるのか明記していただかないと、私は新設かなと思ってたんですけど、どこにも当たらないなんていうのはちょっとすごい困りますね。そこは意見したいと思います。

○松浦会長 ほかにございますか。

じゃあ、ちょっと手短にお願いします。

○木村委員 まず、非常に素朴に言ってこの作文の意味がとてもわかりません。1 ページ目のところでいえば原子力の安全性は確保できるのか、使用済み核燃料の問題、バックエンドの問題、解決できるのかという原子力に対する不安や懸念に対してどう克服するかということですが、不安や懸念じゃなくて現実に確保できないという答えが当然導き出される可能性が大であるはずで、今、福島の実情から考えてね。それがどう克服するかを示す必要があるというふうになってますよね。この克服の中には当然ノー、すべてやめてしまうということが確保できるのか。できない。使用済み燃料の問題、解決できない、そういうことですよ。不安じゃなくって、これは。懸念ではなくって。とすれば答えがノーであるということも克服の中に入りますよね。それと原子力規制委員会の安全確認を得たもののみ再稼働するということは、もう一度規制委員会のお答えによっては安全確認を得なかったものは動かせないということですよ。そのノーの方の否決というのがこの中に入っているのかどうかお尋ねしたい。

○資源エネルギー庁（野田氏） 最初の方の御質問でございますけれど、原子力の安全性の確保の問題に関しましては、そういったことも踏まえて、特に今回の東京電力福島第一原子力発電所の反省も踏まえて新たに原子力規制委員会という独立した組織を設けまして、いわゆる独立した立場で安全性をきちんと評価をするということで対応していきたいというふうに考えているものでございます。

それから原子力のバックエンドの問題に関しましては、同じお読みいただいたパラグラフの下の方でございますけれど、長い間私たちは使用済み燃料の処理や処分の方法にめど

が立っていないことに目を背けてきたと。この問題には過去の長い経緯とその間の青森県の協力があったという事実消費地も含めて国民全体で真摯に向き合うところから始めた上で、今回こそ先送りせずに解決の道を見出していくということでございますので、そういったバックエンドの問題に関しても国として強い意思を持って解決をしていきたいということをこの戦略の中で書かせていただいたというものでございます。

それから2番目何については…。

○木村委員 全然答えになってないです。安全確認得られないものは動かさないということ。

○資源エネルギー庁（野田氏） それで原子力規制委員会の安全確認を得られてないものに関しては、これは法律上動かすことができませんので、それは当然のことでございます。

○木村委員 克服の中にノーが入ってるということですね。克服できないというのが入るということですね。その前の文章です。

○松浦会長 それでは、まだまだいろいろ御意見があると思いますけれども、予定しておりました時間が参りましたので、以上でこの会議は締めさせていただきたいというふうに思います。

皆様方には大変活発な御意見を賜りまして、ありがとうございました。

今回資源エネルギー庁の方からこのエネルギー・環境戦略につきまして説明を受けたわけでございますけれども、一応今後のエネルギー政策を考える上での一つの大きな方針が示されたというふうに思っております。

しかしながら、きょうもいろいろ意見が出ましたように、非常に不透明な部分というものもあるように思っております。冒頭申し上げましたように、早期にきちんとしたエネルギー基本計画というものを策定していくということがやはりこれは大事であろうというふうに思っております。

その策定の過程におきましては、私どもの原発の立地自治体に対しましてきちんとした説明をいただく、それからその意見につきまして最大限に尊重していただくということを改めてお願い申し上げたいというふうに思っております。

これからも市民の安全・安心の確保に一層努めてまいりたいと考えておりますので、皆様方の御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げまして、この会議を終えさせていただきたいと思います。本日は、本当にありがとうございました。

○増本原子力専門監 以上をもちまして平成24年度第2回松江市原子力発電所環境安全

対策協議会を終了いたします。

7 所管課等

松江市防災安全部原子力安全対策課

電話 5 5 - 5 6 1 6